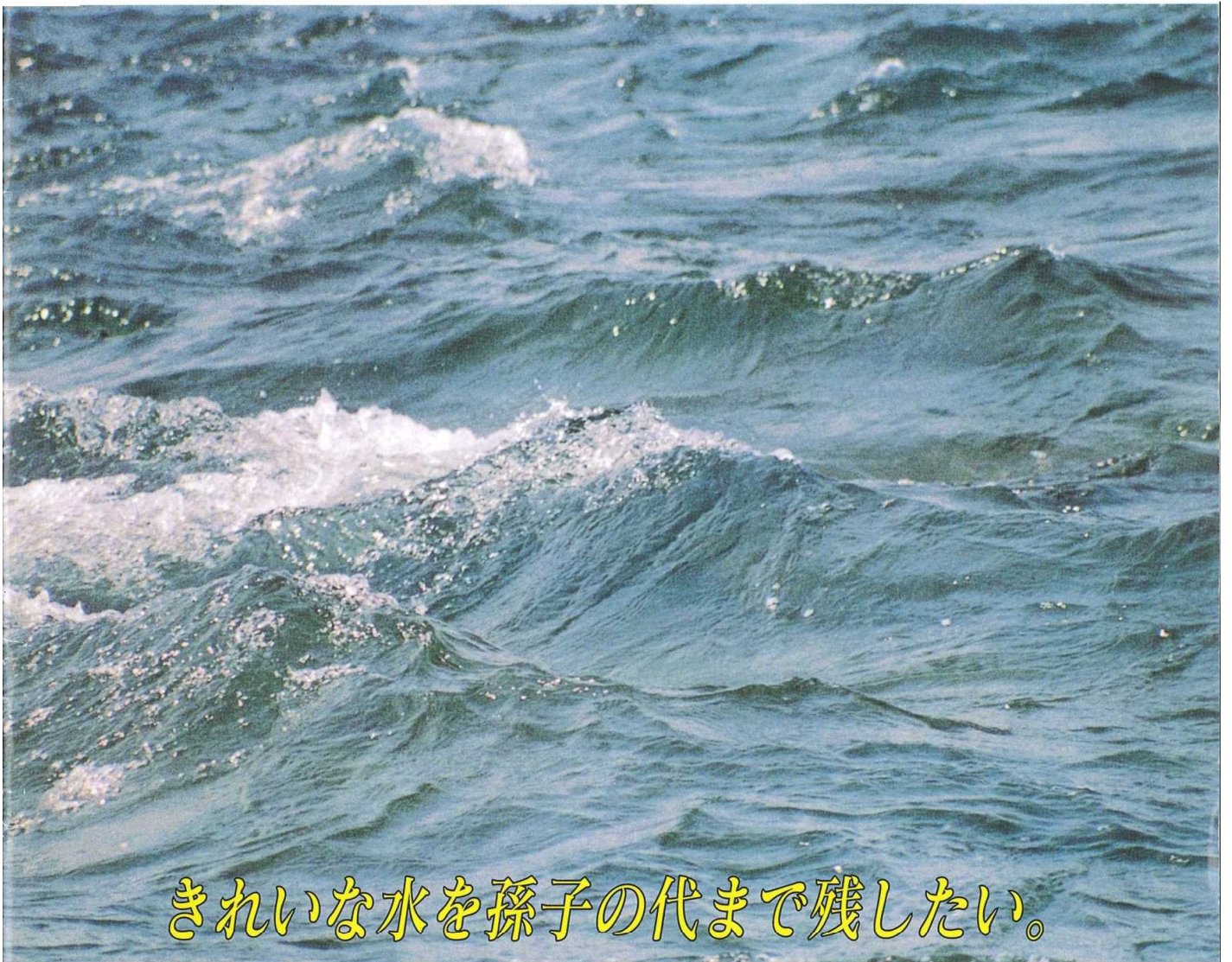


下水道 目指す明日への住環境



きれいな水を孫子の代まで残したい。

—下水道のしおり—

高根沢町

目 次

●はじめに	1
●下水道ができると	2
●排水設備と下水道施設	3
●排水設備	4
●排水設備(水洗化)工事の手続	6
●水洗便所改造資金の融資あっせん制度	8
●下水道使用料	9
●受益者負担金制度	10
●私道に公共下水道を設置する基準	14
●下水道の使用にあたって	15
●下水道がつまったら	16

はじめに

高根沢町公共下水道事業は、昭和63年度に基本計画を策定し、平成元年度に事業認可を受け事業に着手しており、本町は地形の制約から、単独公共下水道2処理区（宝積寺処理区、仁井田処理区）で事業を展開しております。

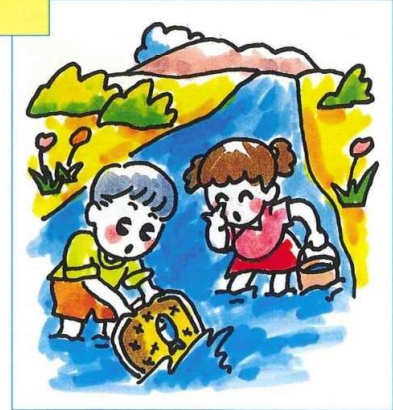
町では、多くの皆様が一日も早く下水道が使用できるよう一層整備区域の拡充を図り、事業を推進してまいります。しかしながら事業推進の為に、どうしても地域住民の方々のご理解、ご協力が必要となりますのでよろしくお願いいたします。

このしおりは、下水道を使用するにあたり、排水設備工事の内容や使用料、受益者負担金などについてわかりやすくまとめたものです。よくお読みいただいて、水洗化の促進にご協力をお願いします。

下水道ができると

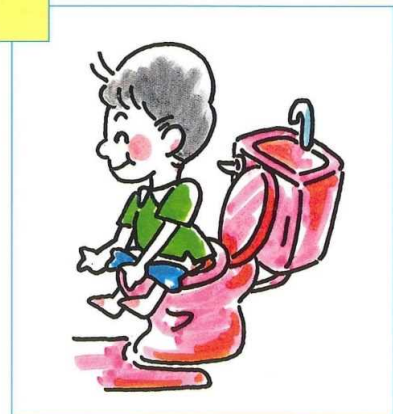
川や海がきれいになります

よごれた水が海や川、湖や沼などに直接流れ込むことがなくなり、公共用水域の水質がきれいになります。



水洗トイレが使えます

くみ取便所が水洗トイレになり、衛生的で快適な生活ができるようになります。



街がきれいになります

よごれた水が道路の側溝へ流れ出ることがなくなり、街がきれいに整備されて、「カ」や「ハエ」の発生源がなくなります。



排水設備と下水道施設

公共下水道が整備され、水処理センターで汚水进行处理することができる地域を「処理区域」といいます。

公共下水道の使用ができるようになりますと、区域の皆さんに供用開始の年月日、区域などをお知らせいたします。そうしますと、処理区域内のご家庭では、汚水を直接公共下水道へ流すための「排水設備」をつくっていただくこととなります。

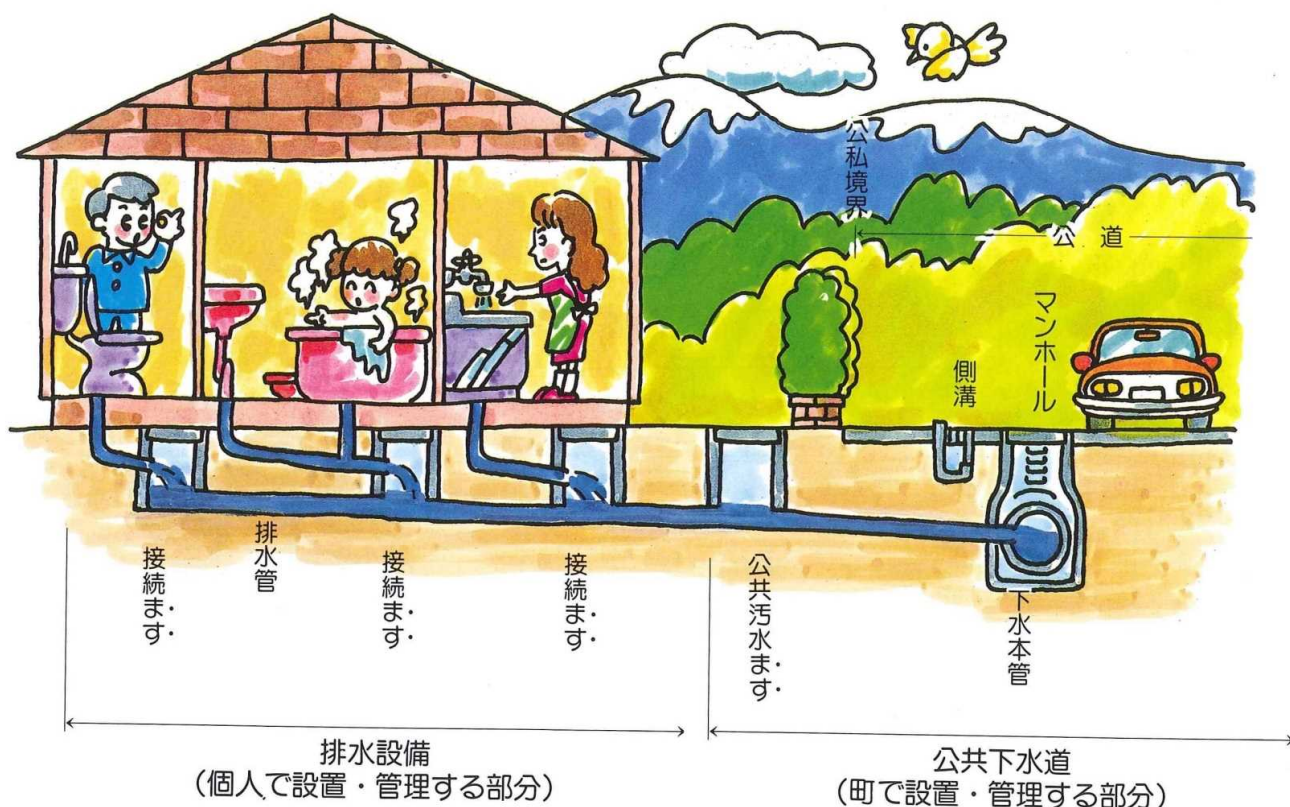
排水設備とは

下水道は町が道路などに建設し、管理を行う「公共下水道」と個人の敷地内などに設置し、ご家庭から出る汚水を直接公共下水道へ流すための「排水設備」からなっています。排水設備は排水管や汚水ますなどで、皆さん個人で作り、補修・点検などの管理をしていただくことになっています。

公共汚水ます

公共汚水ますは公道に布設した公共下水道と各家庭の排水設備とを接続するために設置するますで、町が使用者の宅地内に原則として1個設置し、管理します。

排水設備の設置例



排水設備

トイレの水洗化は3年以内に

公共下水道が完成し、お住いの地域が処理区域になりますと、くみ取便所は公共下水道が使用できるようになった日から3年以内に、公共下水道に直接流す水洗トイレに改造しなければなりません。(下水道法第11条の3) また、処理区域内では、水洗トイレにしないと家屋を新築することはできません。



排水設備は遅滞なく設置を

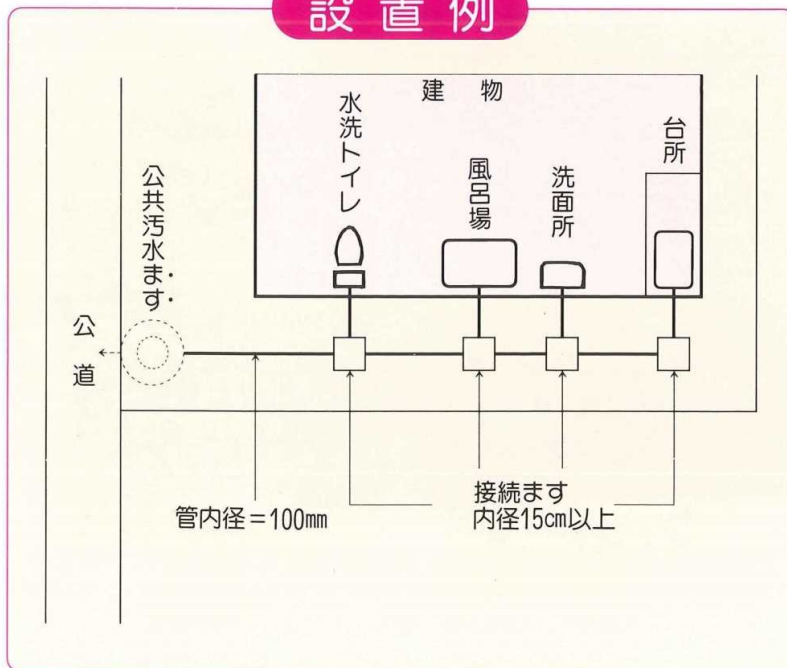
台所や浴室、洗濯などの汚水を道路の側溝や水路に流している場合、できるだけ早く公共下水道に直接流す排水設備を設置しなければなりません。(下水道法第10条)

し尿浄化槽は廃止しましょう

し尿浄化槽は汚水を直接公共下水道に流すものではなく、くみ取便所と同じ扱いです。し尿浄化槽は廃止して、直接公共下水道に流すようにしてください。



設置例



水洗トイレの種類

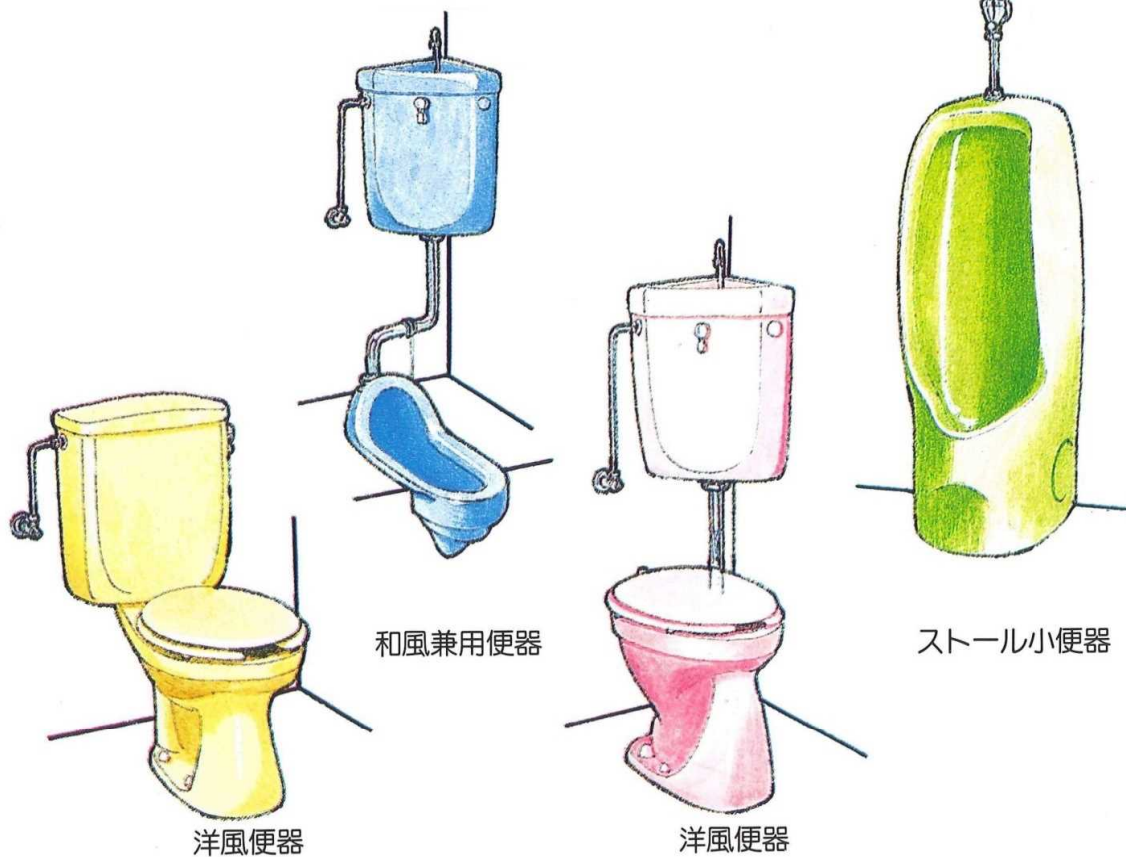
水洗トイレにはいろいろなタイプがあります。大きく分けると和式、和洋兼用式、洋式があり、便器の洗浄も洗落し方式、サイホン方式、サイホンゼット方式があります。それぞれ特色がありますので、ご家庭にあったものをお選びください。

水洗トイレになると

- ◆ハエやカの発生を防いで、伝染病を予防します。
- ◆衛生的で、家の中に悪臭がひろがりません。
- ◆幼児や老人でも安心して使用できます。
- ◆くみ取りのわずらわしさがなくなります。
- ◆浄化槽がなくなり、維持管理が不要になって、敷地も広く使えます。
- ◆腰掛式を使うと、高血圧や痔の予防にもなります。



水洗便器のいろいろ

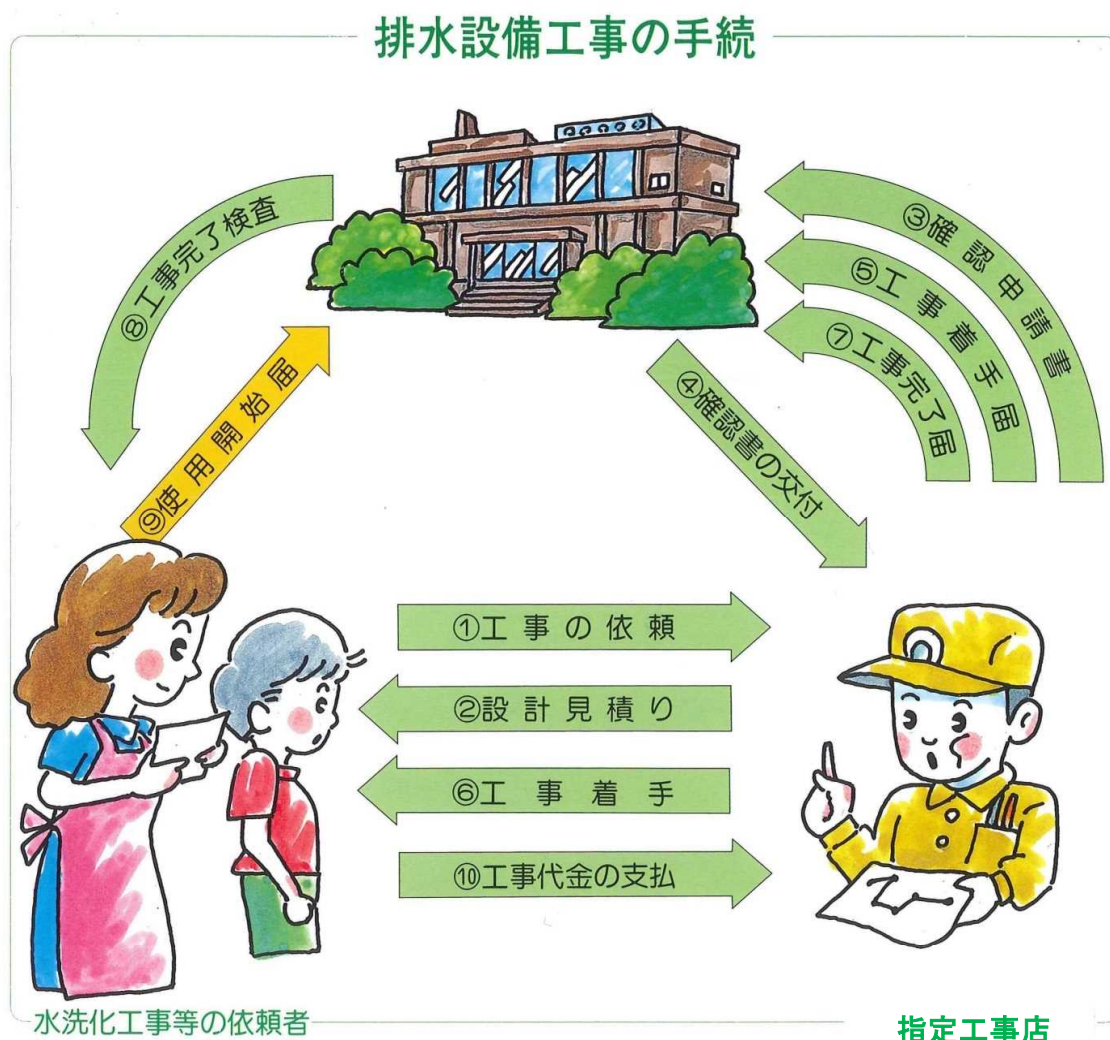


排水設備(水洗化)工事の手続

水洗トイレへの改造工事や流しなどの排水設備工事は、町の指定した **指定工事店** でなければ施工することができません。

指定工事店 は、基準に合った設計見積をし、町の検査を受けて責任施行いたします。

また、**指定工事店** では、工事の申請等の書類の作成、届出などの手続を皆さんに代って行います。



◎ 工事は、指定工事店へ申し込みください。

申請書等への押印と書類の確認は必ず自分で行いましょう。

排水設備工事の事務手続き



▶ **依頼者は「指定工事店」に直接工事の申し込みをします。**

- ☞ **指定工事店**が現地調査、設計、見積りをしますから便器の種類、施工方法、費用、支払い条件などを十分に打合せを行い、工事契約をします。

▶ **指定工事店は工事の確認申請書を作成し、町に提出します。**

- ☞ 書類の作成、提出は**指定工事店**が代行します。
- ☞ 確認申請書には、依頼者の押印が必要です。



▶ **町では、申請書をもとに施工方法などが基準に合い、適正かどうかを審査して工事の許可をします。**

- ☞ 審査に合格すると工事計画確認書が交付されます。
- ☞ 確認を受けたあとでなければ、工事に着手できません。



▶ **指定工事店は工事に着手します。**

- ☞ 工事はトイレ、台所、浴室などの排水口から公共ますまでの間の排水管やますを新設したり、既設のますの手直しをします。
- ☞ 既設の便槽・浄化槽は、清掃・消毒したあと撤去します。
- ☞ 水洗トイレの便器と給水タンクを据えつけ、給水管の配管を行います。



▶ **指定工事店は工事終了5日以内に、工事完了届を町に提出します。**

▶ **町は工事完了届により完了検査をします。検査に合格すると検査済証を交付します。**



- ☞ 完了検査は計画書どおりに工事が行われたかどうかを調べるものです。
- ☞ 完了検査のとき、工事の手直しをしていただくことがあります。
- ☞ 検査済証は玄関などの見やすいところに貼ってください。



▶ **申請者(依頼者)は、下水道使用開始届を町に提出し、使用できるようになります。**

水洗便所改造資金の融資あっせん制度

町では、処理区域内の下水道の普及を促進するため、くみ取便所を水洗便所へ改造するための必要な資金を融資あっせんいたします。ご希望の方は、町又は指定工事店へご相談ください。

〈融資あっせんの内容〉

項目	内容
対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 処理区域の建築物の所有者又はその所有者の同意を得た占有者 2. 町税、受益者負担金、下水道使用料を滞納していない者 3. 公共下水道処理開始から3年以内に改造工事を行う者 4. 確実な連帯保証人を有する者
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ●処理区域内において、くみ取便所を水洗便所に改造する工事及びし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続させる工事。 <p>ただし、これと連けいする他の汚水の污水管、汚水ます等の新設工事を併せて施行する場合も含む。</p>
あっせんの条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 限度額……1件につき40万円。ただし、同一世帯で2件以上の工事があるときは80万円、あっせん額は1万円単位となります。 2. 返済方法……融資を受けた翌月から40ヶ月以内で、毎月元金均等分割の返済。ただし、繰上げ返済もできる。 3. 利子……無利子（町が融資機関に支払う）。ただし、返済の遅延による利子は、借主の負担となる。
融資機関	<p>足利銀行宝積寺支店・栃木銀行宝積寺支店・烏山信用金庫宝積寺支店・塩野谷農業協同組合高根沢支店または阿久津支店</p>

- 融資あっせんの申し込みは、排水設備の計画確認申請の際提出してください。
- 融資あっせんが審査の結果決定したときは、「融資あっせん決定通知書」を送付しますので、融資機関へ手続きを行ってください。

下水道使用料

皆さんの家庭や事業所から排出される汚水を下水道によってきれいな水にするためには、水処理センターの運転管理や下水管の清掃、修理など施設の維持管理にたくさんの費用を必要とします。使用料は、これらの経費の一部にあてるため、下水道を利用する方から、汚水量に応じて負担していただくものです。

〈使用料金表〉

(1月につき)

(消費税別)

用途	料率		基本料金		超過料金	
	汚水量	金額	汚水量	金額(1 ^m につき)	汚水量	金額(1 ^m につき)
一般用	10 ^m まで	1,000円	10 ^m を超え20 ^m まで	110円		
			20 ^m を超え30 ^m まで	120円		
			30 ^m を超え50 ^m まで	130円		
			50 ^m を超え100 ^m まで	140円		
			100 ^m を超えるもの	150円		
臨時用			1 ^m につき		150円	

使用料は口座振替により納入されるようご協力ください。

使用料の徴収は2ヶ月ごとになります。

〈汚水量の認定〉

使用料を計算する基礎となる汚水量は、町の上水道の使用水量となります。ただし、上水道以外の水（井戸水）を家事用に使用している場合（上水道水と井戸水の併用を含む。）には、次の基準により汚水量を認定いたします。

1 井戸水だけを使用している場合

1人につき1月8^m

2 井戸水と水道水を併用して使用している場合

①で算出された使用水量の $\frac{1}{2}$ に町水道使用量を加算した量

※ 使用水量と汚水量が著しく異なる場合、使用者は使用水量と汚水の量の算出根拠を記載した申告書を町長に提出していただき、その内容を検討し使用水量を認定します。

受益者負担金制度

下水道が整備されると、汚水の排除ができるだけでなく、周辺的生活環境も改善されます。したがって、下水道のない地域に比べて土地の利用価値が上がることとなります。下水道の事業費は主に国や町などの公費（税金など）によって行われていますが、下水道の便益を受けるのは下水道の設置された地域の人々に限られます。そのため、下水道事業費を公費（税金）で全部まかなうことは、下水道を利用できない地域の人にまで負担をかけ、不公平なこととなります。そこで下水道が整備される区域の方々に、下水道建設費の一部を負担していただくこととなります。これが受益者負担金制度です。

受益者（負担金を納めていただく人）

下水道が整備される区域内の土地を所有している人が受益者となります。ただし、その土地に地上権、質権、使用貸借、賃貸借などによる権利が定められている場合には、その土地の権利者が受益者となります。

● 建物がある土地についての受益者の例 ●

持ち家の場合

Aの土地に
Aが家を建て
Aが住んでいる場合



受益者は A



Aの土地に
Bが家を建て
Bが住んでいる場合

受益者は B

貸家・アパートなどの場合

Aの土地に
Aが家を建て
Bに貸している場合



受益者は A



Aの土地に
Bが家を建て
Cに貸している場合

受益者は B

負担金の賦課区域（負担金を納めていただく区域）

受益者負担金は、下水道が整備計画されている区域の土地がすべて対象となりますが、この計画区域がすべて整備されるまでには、相当長い期間がかかります。

そこで、受益者負担金は、下水道の整備状況にあわせ賦課徴収していくことになります。この賦課徴収する区域を「賦課対象区域」といい、毎年度初めに告示し、皆さんにお知らせします。

本町においては、下水道が使用できる区域はそのまま賦課対象区域となります。

負担金の額及び納付方法

◎負担金は、**土地1㎡** 当り **300円** です。

◎納付方法

・負担金は、**5年分割** の **年4期** すなわち **20回** で納めていただきます。

・納付方法は、年度ごとに納付書を発行しますので、これによって納付していただくことになります。

【負担金算出例】

たとえば、330.57㎡（100坪）の土地の場合は、次のとおりとなります。

土地の面積 負担金
330.57㎡ × 300円 = 99,100円（100円未満切り捨て）

負担金99,100円は20回に分割すると次の表になります。

納期 年度	第1期	第2期	第3期	第4期	年額
初年度	6,000円	4,900円	4,900円	4,900円	20,700円
2年度	4,900	4,900	4,900	4,900	19,600
3年度	4,900	4,900	4,900	4,900	19,600
4年度	4,900	4,900	4,900	4,900	19,600
5年度	4,900	4,900	4,900	4,900	19,600

一括納付報奨金

受益者負担金は分割納付によらないで、まとめて納付することもできます。この場合には、報奨金が交付されます。

受益者負担金制度

たとえば、330.57㎡（100坪）の土地について一括納付する場合は、次のとおりとなります。

負担金	第1期目の納付額	前納する額	
99,100円	- 6,000円	= 93,100円	
前納する額	報奨金交付率	報奨金	
93,100円	× 20%	= 18,600円（100円未満は交付しない）	
負担金	報奨金	納付額	
99,100円	- 18,600円	= 80,500円	

負担金の納期

- 第1期 6月1日から同月30日まで
- 第2期 8月1日から同月31日まで
- 第3期 10月1日から同月31日まで
- 第4期 12月1日から同月25日まで

負担金の減免及び徴収猶予

受益者負担金は、土地の状況などにより、受益者の申請にて町が認められたものは負担金を減免又は猶予しますから、必ず手続をして下さい。

〈負担金の徴収猶予基準〉

徴収猶予区分	徴収猶予期間	猶予の額	摘要
係争中のもの	受益者の決定(判定)の日まで	全額	
田、畑、山林、原野、雑種地（ただし、土地の現況により宅地と認められるものを除く。）	宅地に変換されるまでの期間。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。	全額	
その他町長が特に徴収猶予する必要があると認められるとき	町長が認定する期間	町長の認定する額	
受益者とその財産につき震災、風水害、その他の災害を受けたとき、又は盗難にあったとき	1年以内を限度として町長が認定する期間	負担金を納付することができないと認められる金額を限度として町長の認定する額	公の証明の取得できるもの
受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷により長期療養を必要とするとき	1年以内を限度として町長が認定する期間	町長の認定する額	医師の診断書の取得できるもの

〈負担金の減免基準〉

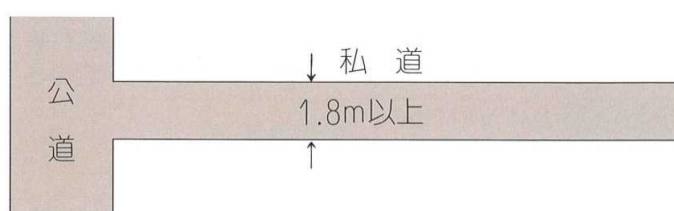
対	象	おもな内容	減ずる割合(%)	
国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地	一般庁舎用地	一般庁舎	50	
	学校用地	小学校・中学校・高等学校	75	
	社会福祉施設用地	保育所	75	
	社会教育・体育運動施設用地	文化会館・公民館・図書館	75	
	遺跡・史跡・文化財保存用地		100	
	公営住宅用地		25	
	有料の職員宿舍用地		25	
	無料の職員宿舍用地		それぞれが付属している施設と同じ	
国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地	企業用財産となっている土地（本来の事業の用に供しない土地を除く。）	郵政事業 上水道事業	25	
国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地		道路・河川 水路・公園	100	
生活保護法による生活扶助を受けている者			100	
事業のため土地、物件、又は金銭を提供した者			提供された土地等に対する評価の範囲内で町長が認定する率	
その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地	私立学校敷地	幼稚園校	75	
	社会福祉施設敷地	保育所	75	
	境内地		50	
	墓地等	墓地	100	
	消防施設敷地		100	
	鉄道用地	軌道用地		25
		踏切		100
		駅前広場 （鉄道所有に限り本来の事業の用に供しない土地を除く）		100
		駅舎 プラットホーム		25
	町内会等施設用地	公民館 集会所	75	
	公道に準ずる私道	公共性のある私道	100	
その他町長が特に減免する必要があると認めた土地			その実情により町長が定める	

私道に公共下水道を設置する基準

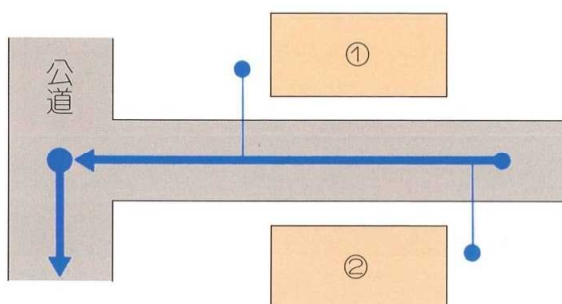
町が公共下水道の整備をするのは主に公道などですが、私道でも次の要件に該当する場合は、申請により公共下水道を設置いたします。

■ 設置基準 ■

- ① 道路幅員が1.8m以上の私道で、公衆の利用に供されていること。



- ② 当該私道に設置する排水施設に汚水を流入する戸数が2戸以上あること。



- ③ 私道敷の所有者が公共下水道施設の設置を承認し、将来にわたって町に協力する旨の同意があること。
- ④ 公共下水道の利用者全員がすみやかに排水設備を設置する予定であること。

※町で下水管を布設した後は、私道の現況を変更してはいけません。
(舗装などやむを得ず現況を変更する場合は、町に届けて下さい。)

下水道の使用にあたって

下水道が使えるようになって、正しく使用しなければ、故障の原因となったり、設備の寿命を縮めることとなります。また、処理場や下水管の維持管理費用が増加して、結果的に使用料のアップという形で皆さんにご負担をお願いしなければなりません。下水道はみんなの財産です。ひとりひとりが注意して正しくご利用ください。



- トイレでは、トイレットペーパー以外のものを流さないでください。

新聞紙、ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品などの詰まりやすい物は流さないでください。必ず別の容器を備えて、その中に捨てるようにしましょう。

鉛筆、ボールペン、くし、歯ブラシなどは、内部でひっかかりますので、もし誤って便器内に落とした場合は、水を流す前に必ず拾いだしてください。

- 台所では、野菜くずや残飯を流さないでください。

これらは、排水管やますを詰まらせたり、腐敗して悪臭の原因となるほか、処理場の働きも低下させます。

なお、ティスパーザー(野菜くずなどを細かく砕く機械)は使用しないでください。



- 天ぷら油やサラダ油の廃油を流さないでください。

これらは、下水管に付着したり、石けんと化合して固まったりするため、管を詰まらせる原因となります。また処理場の機能を著しく低下させます。新聞紙やボロ布にしみこませるか、市販の固形剤(商品名: 固めるテンブルなど)を利用して、燃えるゴミといっしょに捨ててください。



- 洗剤は無リンのものを使いましょう。

最近では、ほとんどの洗剤が無リン化されていますが、有リンのものもまだ使われています。赤潮などの発生原因と考えられているリンは、処理場でもほとんど除去することができません。このため、有リン洗剤は、使えば使うだけ海を汚染して行くこととなります。洗剤を選ぶときには、よく成分を確かめて、必ず無リンのものをお買い求めください。



- ガソリン、シンナー、石油などの危険物を流さないでください。

これらの物質は、処理場の働きを低下させるほか、気化して下水管内で爆発を起こすおそれもありますので、絶対に流さないでください。

下水道が詰ったら

●下水道についてこまったときの連絡先

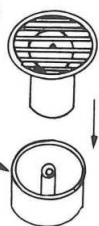
- 宅地内の排水設備は ⇨ 町排水設備指定工事店
- 公共ます、道路のマンホールは ⇨ 上下水道課 建設整備係
- 使用料については ⇨ 上下水道課 業務管理係

●家庭でできる簡単な修理

下水道が詰っても、家庭でできる簡単な修理方法があります。

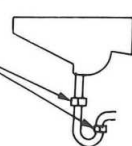
床排水口のつまり

上をはずして中を清掃する



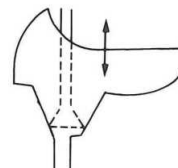
洗面器のつまり

はずして清掃する



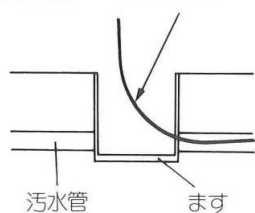
大便器のつまり

水を流しながらスポイドを上下に動かす



ますのつまり

割竹などでつづく



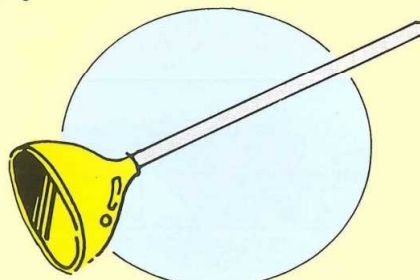
汚水管

ます

ラバーカップをお備え下さい

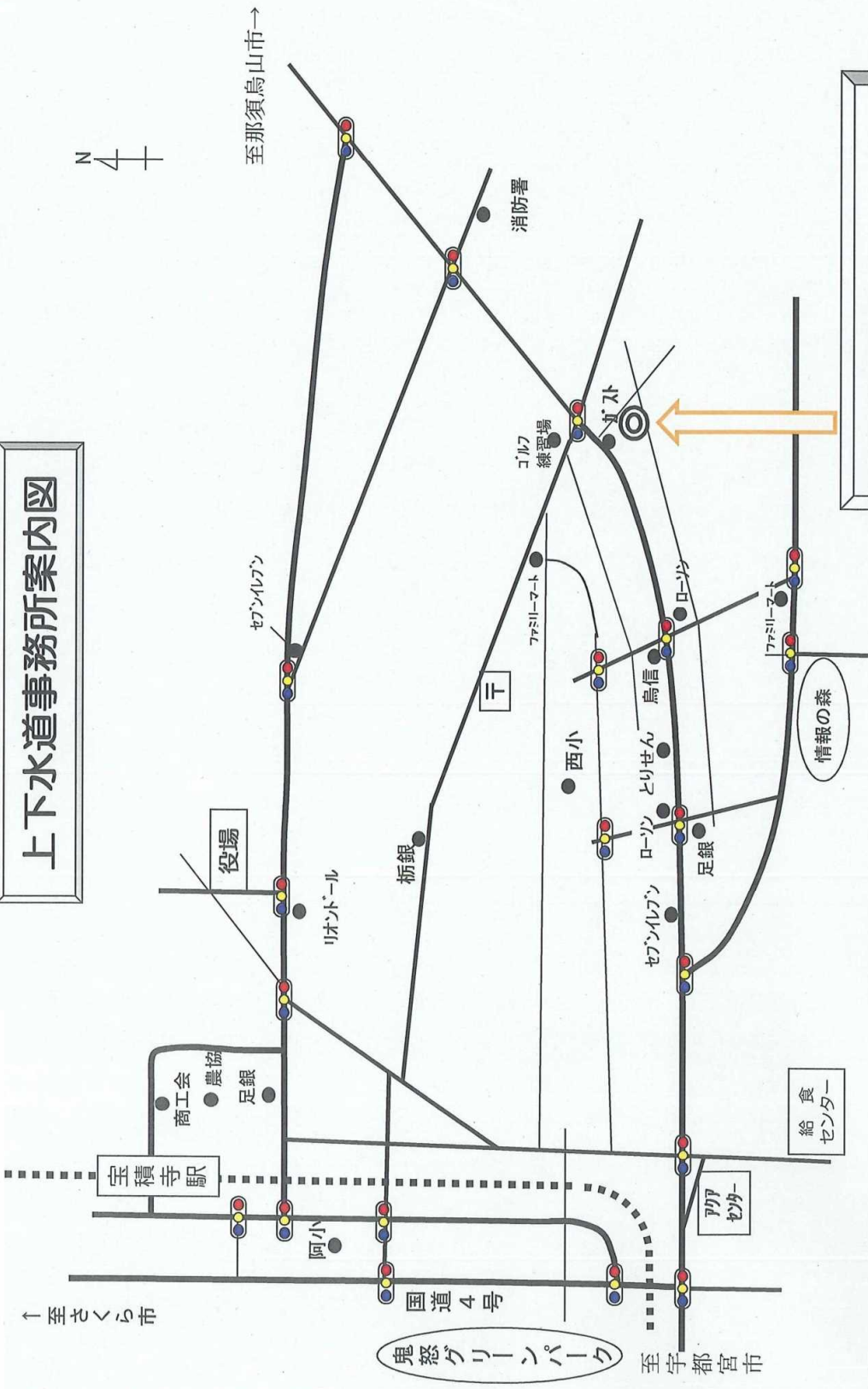
トイレの簡単なつまりは、市販の吸引器（商品名：ラバーカップなど）でなおります。

1つ備えておくと大変便利です。それでも、直らないときは、お宅の工事を行った工事店に連絡してください。



まずは、定期的に点検
清掃をしましょう。

上下水道事務所案内図



高根沢町上下水道課
 〒329-1231 高根沢町室石台1-7-1
 TEL:028-675-2449
 FAX:028-675-2445



●くわしい内容のお問い合わせは、

高根沢町上下水道課

〒329-1231

高根沢町宝石台1-7-1 高根沢町上下水道事務所

TEL 028-675-2449

FAX 028-675-2445

メール: suidou2@town.takanezawa.tochigi.jp